

国立大学法人京都大学監事監査規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「<u>法人法</u>」という。)第11条第4項前段及び国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第5条第2項の規定に基づき、監事が行う監査(以下「<u>監査</u>」という。)及び監事の業務に関し必要な事項を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(監事が調査する書類)</p> <p>第21条 監事は、本学が法人法第11条第6項に定める書類及び報告書を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(文部科学大臣への意見の提出)</p> <p>第25条 監事は、法人法第11条第9項の規定により、監査の結果に基づき文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ総長にその旨を通知するものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「<u>法人法</u>」という。)第11条第6項前段及び国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第5条第2項の規定に基づき、監事が行う監査(以下「<u>監査</u>」という。)及び監事の業務に関し必要な事項を定める。</p> <p>(監事が調査する書類)</p> <p>第21条 監事は、本学が法人法第11条第8項に定める書類及び報告書を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p> <p>(文部科学大臣への意見の提出)</p> <p>第25条 監事は、法人法第11条第11項の規定により、監査の結果に基づき文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ総長にその旨を通知するものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>